

【介護予防日常生活支援総合事業・介護保険サービス】

介護保険は、40歳以上の国民が被保険者となって保険料を納め、介護が必要になったとき、その費用の一部を負担することで介護サービスを利用できる制度です。

自宅で利用する訪問サービスや、施設に通って利用する通所サービス、施設に入所する入所サービスなど、さまざまな種類があります。

サービスの利用をお考えの方は、まずは地域包括支援センターにご相談ください。専門のスタッフが心身の状態や生活の様子等を確認しながら、サービス利用について相談に応じます。

■問い合わせ先：小諸市地域包括支援センター
小諸市高齢福祉課

制度やサービス等の詳細は、小諸市の介護保険パンフレットをご覧ください。



【介護保険制度対象外のサービス（自費サービス）】

介護保険等のサービス以外にも、日常生活の様々な困りごとを支えてくれるサービスがあります。事業所によって内容や金額が異なります。

◆食事

自宅に栄養バランスや味付けなどに配慮した調理済みの食事を届けてくれる
(例：お弁当の宅配)

◆買い物

カタログ等で注文すると自宅まで届けてくれる
移動販売車両が近所まで来てくれる
買い物を代行してくれる

◆その他の家事（日常生活の範囲を超えるもの）

大掃除、ゴミ出し、衣替えのお手伝い、庭の手入れや草むしり など

◆その他の生活の困りごと

市内の移動手段（小諸市予約制相乗りタクシー『こもろ愛のりくん』

など